



## 補助を希望する市民の皆様へ

飼い主のいない猫を増やさないために、  
**令和2年3月1日(日)以降\***に手術をした猫の  
 不妊去勢手術費用の一部を横浜市が補助します。

**令和元年度から3月中に手術した猫も対象になりました！**

- **補助頭数**: 4,500頭程度
  - **補助金額**: 1頭につき5,000円(ただし手術費用が5,000円未満の場合は支払った額)  
 申請後3~4か月程で、申請者様の口座に振込まれます。  
 ※年末年始や申請が集中する時期は、手続きに時間がかかる場合があります。
  - **対象者**: 横浜市民および市内の自治会・町内会
  - **対象動物**: 対象手術期間内に登録動物病院で不妊去勢手術をした、**横浜市内に生息する飼い主のいない猫**  
 ※**手術後の耳カット**が条件となります。
  - **対象手術期間**: 令和2年3月1日(日)~令和3年2月28日(日) 期間内に実施終了していること。
  - **申請受付期間**: 令和2年5月7日(木)~令和3年3月5日(金) **手術月ごとの締切日あり。**  
 ※手術を実施した翌月10日(10日が区役所の閉庁日の場合は、翌開庁日)が申請締切日になります。ただし、**令和2年3月~9月に実施した手術は5月7日~10月12日の期間内までに、**令和3年2月1日~2月28日に実施した手術は3月5日までに申請してください。
- !!!ご注意!!!**
- ・**申請受付期間を一部延長してます。**
  - ・**本年度の予算がなくなり次第、申請期間内であっても終了します。**
- **申請場所・開庁日時**: 横浜市内18区の福祉保健センター生活衛生課(月~金)、または横浜市動物愛護センター(月~土)の窓口。いずれも祝日と年末年始を除く、8:45~17:00。  
**※郵送、FAX、電子メールでの申請はできませんのでご注意ください。**

### 申請時に必要な物

- 申請書(正本1通・コピー2通)**: 3通すべてに朱肉印を押印してください。
- 申請金額内訳書(1通)**: 2頭以上申請の場合に必要です。
- 委任状**: 代理人申請の場合に必要です。
- 登録動物病院発行の手術実施証明書(原本)**: 以下の手順で書類を作成してください。①手術実施証明書様式を入手し、申請者の住所、氏名、電話番号、対象猫の毛色・柄と捕獲場所を記入しておく。②手術時に動物病院に提出。③手術後、動物病院記載済の証明書として発行してもらう。④同時に申請するすべての猫で連番となるように、猫の個体NO.を記入する。
- 登録動物病院発行の領収書(原本とコピー1通)**: 必要事項の記載(発行日、手術実施日、猫の性別、1頭ごとの手術金額、動物病院名、動物病院の所在地)があること。  
**※あて名が申請者のフルネームで誤りがないことを、領収書受領時に必ず確認してください。**
- 対象猫のカラー写真**: L版(8.9×12.7cm)以上の大きさのものを1枚以上用意してください。(1枚の写真では特徴が不明瞭な場合、複数枚の提出も可。普通紙への直接印刷も可)。  
**※手術後の耳カットした頭部全体、顔や体の毛色・柄など個体全体の特徴が確認できること。**
- 本人確認書類(原本)**: **現住所の記載がある**公的機関発行のもの(パスポート不可)。  
 ※代理人申請の場合、申請者の本人確認書類(原本かコピー)と代理人の本人確認書類(原本)が必要(代理人は横浜市民でなくても可)。
- 朱肉印**: 書類を訂正する際などに必要です(シャチハタ等の浸透印、ゴム印は不可)。

登録動物病院の名簿及び申し込み方法は横浜市動物愛護センターのホームページに掲載しています。また、申請書、申請金額内訳書、手術実施証明書、委任状もホームページからダウンロードできます。  
 ホームページURL:

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/pet-dobutsu/aigo/hiyojosei/shimin-funin.html>

**お問合せは、横浜市動物愛護センター(TEL 045-471-2111) または市内各区の生活衛生課まで**

# 令和2年度横浜市猫の不妊去勢手術推進事業

## 申請の流れ

1 登録動物病院名簿から、不妊去勢手術を実施する動物病院を選びます。

**事前に必ず電話で手術の予約をしてください。**

**※横浜市の補助金を申請することもお伝えください。**



登録動物病院名簿は、横浜市動物愛護センターのホームページ等で確認できます。

2 手術実施証明書入手し、**あらかじめ申請者記載事項を記入したもの**を不妊去勢手術実施時に登録動物病院に提出してください。



申請時に必要な書類は、市内18区の福祉保健センター生活衛生課窓口などの他、横浜市動物愛護センターのホームページからもダウンロードできます。

3 登録動物病院で不妊去勢手術と耳カットを実施し、術後に**動物病院記載済の手術実施証明書と領収書**を発行してもらってください。



手術実施証明書に猫の個体NO.を記入し、領収書はコピーを1通用意してください。

4 **手術後の耳カットと、対象猫の特徴が確認できるカラー写真**を撮ってください。

※カメラは申請者様をご用意ください。

※手術後の写真撮影が難しい場合は、動物病院の先生にご相談ください。



5 申請書類を揃え、市内18区の生活衛生課または横浜市動物愛護センター窓口で申請してください。

申請書類等、申請時に必要なものは、このちらしのおもて面をご参照ください。

**※補助金が振込まれるまで、申請書の控えは大切に保管してください。**



2~3か月程度

6 横浜市動物愛護センターから申請者様あてに、「補助金交付決定通知書（または「補助金不交付決定通知書）」を封書で郵送します。



1か月程度



3~4か月程度

7 「補助金交付決定通知書」が郵送された申請者様の口座に、横浜市から補助金が振込まれます。

## 写真の例

※手術後の耳カットと個体全体の特徴がわかること。

耳カット



1枚で提出

耳カット



+



1頭分を2枚で提出

お問合せは、横浜市動物愛護センター（TEL 045-471-2111）または市内各区の生活衛生課まで